

■ 都 市 整 備 ■

道 路

1. 市道状況

(令和7年3月31日)

区 分	総 計	砂 利 道	舗 装 道	橋 梁
延長 (m)	215,062.9	6,735.8	207,216.1	1,111.0
面積 (㎡)	1,202,988	12,730	1,182,042	8,216
比率 (%)	100	1.1	98.2	0.7

2. 街路事業状況

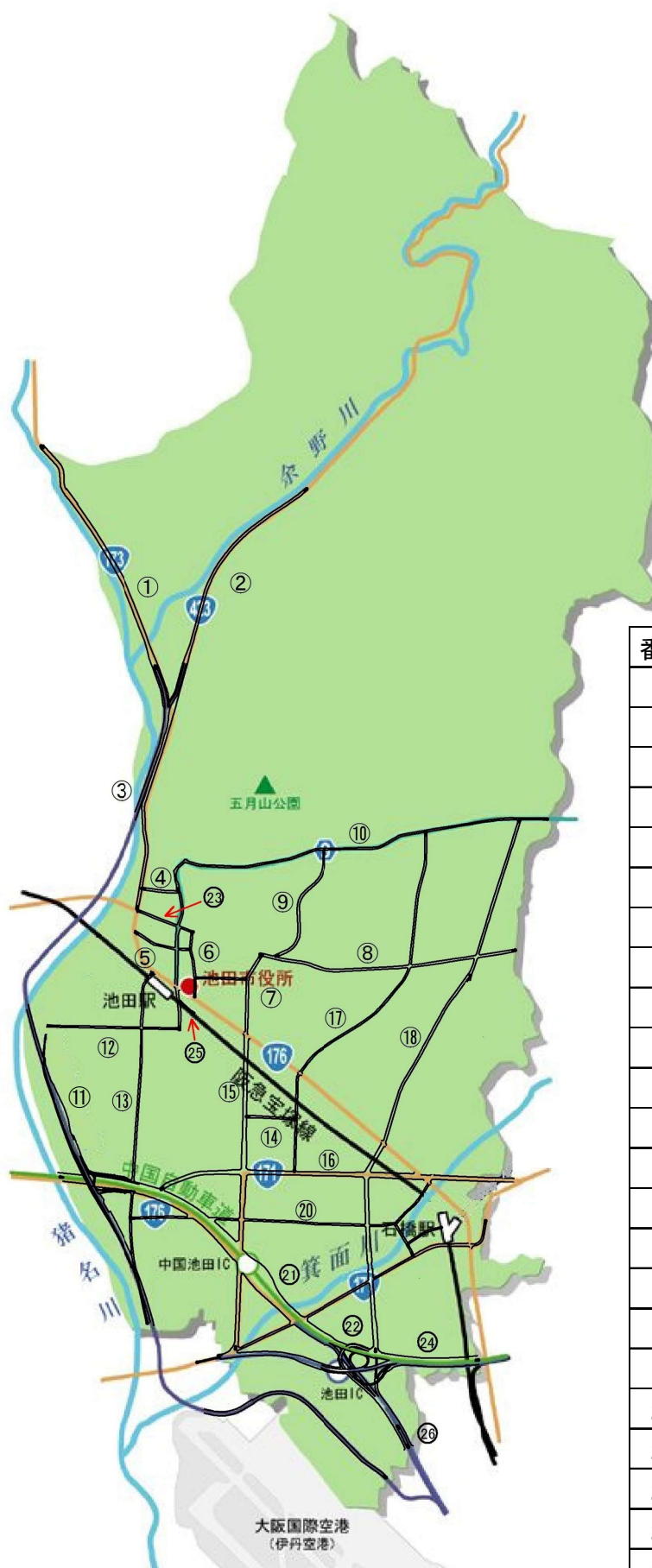
(令和7年3月31日)

路 線 数	計 画 延 長 (m)	改 良 済 延 長 (m)
26	42,110	40,495

3. 交通安全施設の整備

区分 年度	内 容	事 業 費 (千円)
2	交差点カラー、自転車レーン	64,590
3	グリーンベルト、交差点カラー	17,351
4	〃	27,397
5	グリーンベルト、横断防止柵	17,600
6	〃	17,390

池田都市計画道路網図



番号	名 称
1	木部川西線
2	池田亀岡線
3	阪神北部幹線
4	菅原新町線
5	槻木大和線
6	本町城南線
7	城南上池田線
8	中央線
9	五月丘中央線
10	池田山之手線
11	猪名川堤線
12	満寿美猪名川線
13	神田線
14	八王寺線
15	神田池田線
16	池田宝塚線
17	荘園西畑線
18	宮之前東畑線
20	石橋駅神田線
21	大阪南池田線
22	高槻伊丹線
23	本町中央線
24	大阪中央環状線
25	城南第11号線
26	大阪池田線

安 全

交通安全を生涯教育として位置付け、「交通安全は家庭から」を合言葉に啓発活動を行っている。また、幼児から高齢者に至るまで、それぞれの年齢層に応じた、きめ細かな交通安全教育を実施している。「安全なまち池田」づくりの推進のため、市民一人ひとりが交通ルールを自覚し、交通事故の抑制と複雑多様化する交通社会に対応した交通安全意識の高揚に努めている。

特に自転車に関する交通安全対策として、「自転車マナーアップ強化月間」に警察や交通安全協会などの関係機関と連携し、街頭啓発や「駅前放置自転車クリーンアップキャンペーン」を展開している。また、小学生を対象とした交通安全教室の実施や、幼児を自転車の交通事故から守る幼児用ヘルメット配布の実施、全年齢を対象とした自転車乗車用ヘルメット購入費用の一部補助を行い事故時の被害軽減及び安全運転意識の向上を図る。

交 通 対 策

迷惑駐車・違法駐車対策の一環として、「池田市違法駐車等の防止に関する条例」等に基づき、啓発活動を行い「違法駐車をしない・させない」意識の高揚に努めている。

また、駅前の放置自転車対策として「池田市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車秩序の確立に関する条例」に基づく池田・石橋阪大前両駅周辺の放置禁止区域に指導員を配置し、自転車等利用者に対し駐輪禁止の指導啓発に努めるとともに、放置された自転車等については移動保管を行い、駅周辺の環境保全に努めている。

公共交通施策としては、高齢者の運転による交通事故の減少と公共交通への円滑な移行及び利用促進を目的に、75 歳以上の運転免許証自主返納者に交通系 IC カード乗車券の貸与又はチャージに要した費用の補助と転入世帯向けに路線バスお試し無料乗車券の配布を行っている。

○放置自転車等の移動保管及び返還状況

令和 6 年度	自 転 車	原 付	計
移 動 保 管 台 数	1,082 台	4 台	1,086 台
返 還 台 数	782 台	3 台	785 台
返 還 率	72.23%	75%	72.23%
放置自転車等移動保管料	1,955,000 円	12,000 円	1,967,000 円

緑 化

1. 保存樹木等の指定

美観風致を維持するために必要な樹木・樹林に対して、占有者又は管理者に資材の助成を行っている。

保存樹木等指定状況 （令和7年4月1日現在）

保 存 樹 木	クスノキ・エノキなど	48本
---------	------------	-----

保 存 樹 林	神社・仏閣など24か所	(148,569㎡)
---------	-------------	------------

2. その他の緑化

花いっぱい運動では花苗、資材等の配布を行い、市民団体等と協働で緑や草花によるうるおいのあるまちづくりを推進している。また、池田市環境保全条例に基づき緑化協定、緑化計画の事務を行い、池田市内の緑化の推進に努めている。

公 園 ・ 緑 地 ・ 墓 園

1. 都市公園開設状況

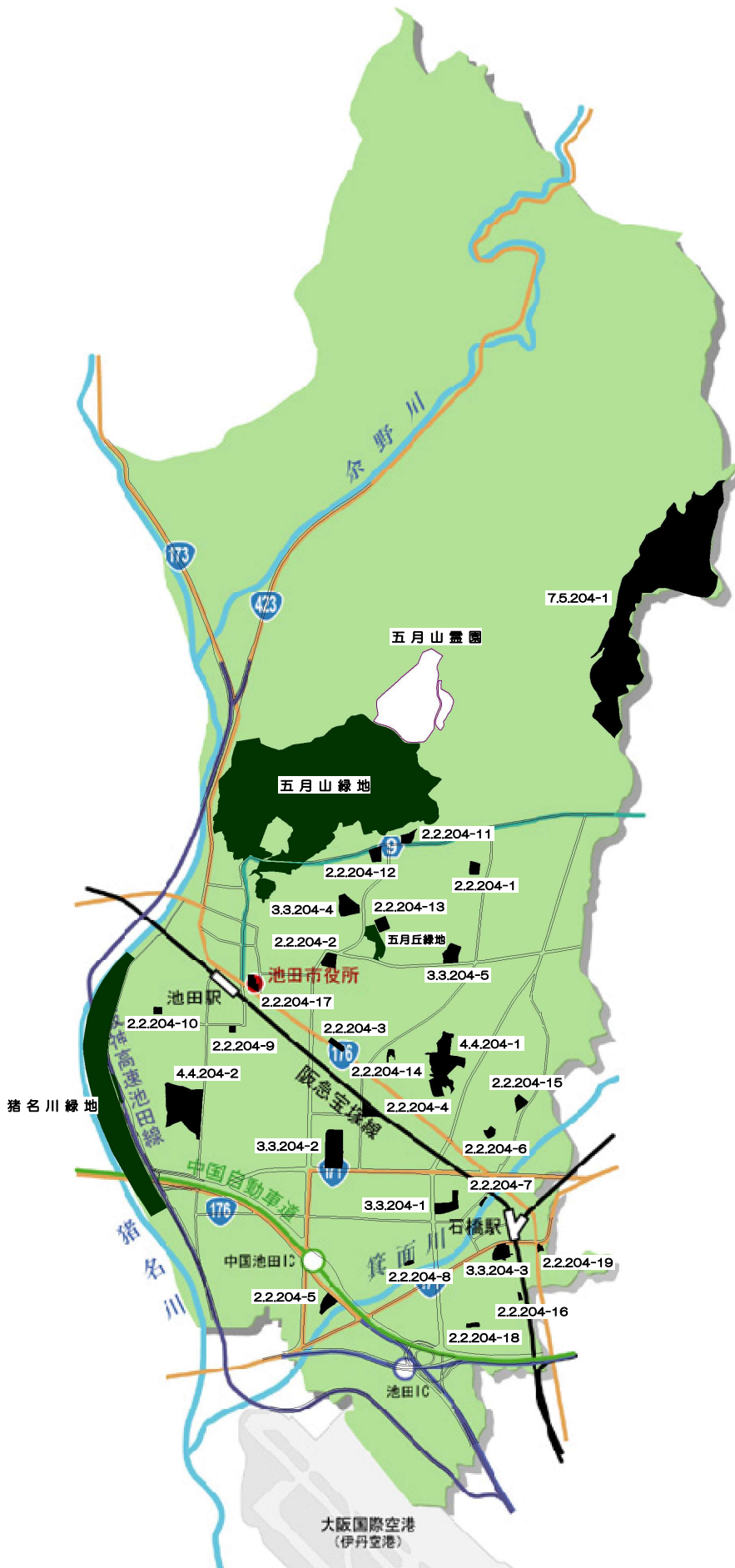
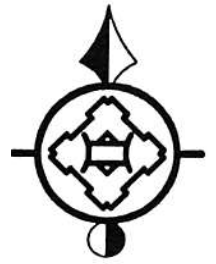
(令和7年4月1日現在)

種 別		箇 所	面 積 (㎡)
都 市 計 画 公 園	街 区 公 園	16	56,696
	近 隣 公 園	4	47,521
	地 区 公 園	1	32,083
	小 計	21	136,300
都 市 計 画 緑 地		3	1,004,693
小 計		24	1,140,993
そ の 他 公 園		114	103,957
小 計		114	103,957
合 計		138	1,244,950
都 市 計 画 墓 園		1	92,000

<市民1人当り都市公園面積> (墓園含まず)

都 市 公 園 開 設 面 積	1,244,950(㎡)	
令和7年4月1日現在人口	102,569(人)	= 12.14(㎡／人)

池田都市計画公園図



番 号	名 称
2.2.204-1	渋谷公園
2.2.204-2	辻ヶ池公園
2.2.204-3	光明公園
2.2.204-4	尊鉢公園
2.2.204-5	豊島公園
2.2.204-6	井口堂公園
2.2.204-7	箕面川公園
2.2.204-8	東市場公園
2.2.204-9	満寿美公園
2.2.204-10	桃園公園
2.2.204-11	山之手公園
2.2.204-12	横岡公園
2.2.204-13	塩塚公園
2.2.204-14	鉢塚公園
2.2.204-15	石橋公園
2.2.204-16	石橋前池公園
2.2.204-17	池田駅前公園
2.2.204-18	石橋南公園
2.2.204-19	石橋玉坂公園
3.3.204-1	豊島野公園
3.3.204-2	夫婦池公園
3.3.204-3	石橋駅前公園
3.3.204-4	茶臼山公園
3.3.204-5	秦野公園
4.4.204-1	水月公園
4.4.204-2	神田公園
7.5.204-1	石澄公園

主 な 都 市 公 園 施 設

施 設 名	所 在 地	公 園 名	面 積	施 設 概 要
五 月 山 動 物 園	綾羽 2 丁目 5-33	五月山緑地	4,500 m ²	ウォンバット、アルパカ 他 計 13 種 飼育
都 市 緑 化 植 物 園	五月丘 5 丁目 2-5	五月山緑地	53,000 m ²	緑のセンター 390.35 m ² レストフラワーホール 227.09 m ² 各種樹木見本園
五 月 山 緑 地 駐 車 場	綾羽 2 丁目 5-33 2253	五月山緑地	690 m ² 2,300 m ² 920 m ²	第 2 駐 車 場 28 台 第 3 駐 車 場 65 台 第 4 駐 車 場 32 台
池 田 公 園 城 跡	城山町 3-46	五月山緑地	15,600 m ²	櫓風展望休憩舎 1 棟 管 理 棟 1 棟 茶 室 1 棟 日 本 庭 園 一 式 空 堀 散 策 路 一 式 多 目 的 舞 台 1 基 東 屋 1 棟

農 園 芸 振 興

1. 農業の概況

本市の農業は、北部の細河地域の植木栽培と南部の野菜栽培に二分することができる。

植木栽培については、約470年余の歴史があり、全国に主要産地として知られ、各種苗木から庭木に至るまで多種類の植木を栽培している。

野菜栽培については、大都市近郊等の立地条件に恵まれ、神田地区を中心として軟弱野菜、エダマメ等を栽培している。

また、水稻については、作付面積は植木及び野菜に比べて少なく、そのほとんどが自家消費分となっている。

2. 農耕地の状況

本市の経営耕地面積は2020年農林業センサスでは67.25haで、農家一戸当たりの経営耕地面積の平均は約0.28haとなっている。

3. 農園芸振興対策

(1) 農園芸振興事業

- ・ 農業経営支援事業を実施し、有機肥料の利用促進及び推進並びに地場野菜のPR活動を支援することで、安心して安全な食作り及び地産地消を推進した。
- ・ 細河植木見本園を拠点とした植木産業活性化に取り組み、細河地域や細河の植木産業のPR等を行った。
- ・ 農業及び地場産業に対する市民及び消費者の理解を深めるため、農業祭、さつき展等のイベントを開催し、市内農業、農産物及び市花のPRを行った。

(2) 農業後継者及び経営体育成事業

植木産業活性化事業及び認定農業者支援事業を実施し、農業後継者の確保・育成を図るとともに、意欲ある農業者の認定を行い中核的農業者の育成に努めた。

(3) 鳥獣被害対策事業

シカ、イノシシ、アライグマといった有害鳥獣による農作物被害を防止するため、捕獲檻の設置をはじめとした捕獲活動及び進入防止用ネットの配布による被害防除活動の支援を行った。

4. 農家戸数及び経営耕地面積の推移

(各年度2月1日時点)

年 度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
農 家 数 (戸)	348	334	314	292	240
経営耕地面積 (ha)	138	94	87	82	67

※「経営耕地面積」には、本市農家が耕作する他市町村の耕地も含まれる。

建 築 指 導 行 政

1. 建築指導

建築確認申請の審査、検査、建築物の許可・認定、建築審査会、特定建築物の定期報告、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく事務、大阪府福祉のまちづくり条例に基づく事務、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務を行っている。

2. 開発指導

開発許可等申請の審査、検査、許可及び開発審査会（大阪府）への付議等、道路位置指定の申請の審査、検査、指定及び承認、それらに伴う指導事務、事前協議及び各公共施設管理者との調整事務等を行っている。

3. 監察・防災

建築基準法に基づく違反建築物等の勧告、命令、その他指導事務を行っている。

また、既存の民間建築物に対する耐震診断費用の補助、設計費用の補助、改修工事費用の補助、ブロック塀等の安全対策補助及びアスベストの分析調査費用の補助を行い建築物の安全対策に努めている。

4. 環境保全

昭和 53 年 7 月 1 日に、住みよいまちづくりを目指し、良好な環境をつくりあげていくため、環境問題全般にわたる内容を規定した「池田市環境保全条例」を制定し、宅地開発、工場の新設又は増設及び中高層建築物等を指定事業として事前に所定の手続を義務付け、調和のとれた健全な市街地形成の推進を目的とし、種々のトラブルの発生の防止に努めている。